

# 江川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権行使規則

## (目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権の管理及び行使に必要な事項を定めることを目的とする。

## (組合員行使権を有する者の資格)

第2条 内共第5号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ.資格
あゆ漁業	竿釣、投網、たも網（にぎりかき）、手先網、こねおこし、うなわへら、おがらぎり、やな、刺網、建網、手掛網、丈高網、待ち網	組合員であること
こい漁業	手釣、竿釣、延縄、建網、刺網、投網、建引網	組合員であること
すずき漁業	手釣、竿釣、瀬網、延縄	組合員であること
うなぎ漁業	手釣、竿釣、うなぎ箱、うなぎ籠、延縄、ほこずき	組合員であること
うぐい漁業	手釣、竿釣、延縄、投網、建網、刺網、手掛網	組合員であること
おいかわ(はえ)漁業	手釣、竿釣、投網、建網、刺網	組合員であること
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む)、ごぎ(いわな含む)漁業	手釣、竿釣	組合員であること
もくずがに漁業	手釣、竿釣、網せん、かに籠	組合員であること

2. 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

3. 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

## (権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

## (漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれ、イ欄の方法により、ウ欄の統数又は規模により、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ採捕してはならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護、又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又期間を制限することができる。

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 操業期間
あゆ漁業	釣		江の川本流及び各支流	組合の定める日から 12月31日まで
			濁川断魚溪上流	7月10日から 12月31日まで
	投網 たも網 (にごりかき) 待ち網	網目全て3cm (11節)以上	美郷町明塚発電所放水口下流300mより下流の本流と 浜原ダム堰堤上流200m上流の本流	組合の定める日から 12月31日まで
			江の川各支流	組合の定める日から 12月31日まで
			江の川支流沢谷川河口右岸 突端下流50mのところから 美郷町明塚発電所放水口上流200mの間	6月15日から 12月31日まで
	刺網 建網 手掛網 手先網	浮子方の長さ 30m以下 網目3.3cm (10節)以上	江の川支流沢谷川河口右岸 突端下流50mのところから 美郷町明塚発電所放水口上流200mの間	7月1日から 10月20日まで
		刺網、建網、 手掛網は浮子 方の長さ30m 以下 網目全て 3.3cm(10節) 以上、漁船を 使用しないこ と	濁川断魚溪下流  八戸川第一発電所放水口下 流  出羽川	8月7日から 12月31日まで
			八戸川第一発電所放水口上 流	9月10日から 12月31日まで
	刺網 建網 手掛網 丈高網 手先網	刺網、建網、 手掛網、丈高網 は浮子方の長さ 75m以下 網目全て3.3cm (10節)以上	美郷町明塚発電所放水口下 流300mより下流の本流と 浜原ダム堰堤上流200mよ り上流の本流	組合の定める日から 12月31日まで
	うなわへら		美郷町明塚発電所放水口下 流300mより下流の本流と 浜原ダム堰堤上流200mよ り上流の本流(川越島ヶ瀬 より下流は除く)	8月1日から 9月15日まで
	おがらぎり	刺網、建網、 手掛網の浮子方 の総延長は75m まで  網目全て3.3cm (10節)以上 脅し縄2本まで	美郷町明塚発電所放水口下 流300mより下流の本流 (川越和田の瀬より下流は 除く)	8月1日から 10月20日まで
			浜原ダム堰堤上流200mより 上流の本流	8月1日から 10月31日まで
やな		江の川本流及び各支流	8月15日から 10月31日まで	
こい漁漁	釣 投網	網目4.3cm (8節)以上  縄の長さ本流100 m以下、支流20 m以下	江の川本流及び各支流	1月1日から 12月31日まで
	延縄			

	建網	浮子方の長さ75m以下 網目7.5cm(5節)以上	美郷町明塚発電所放水口下流300mより下流の本流と浜原ダム堰堤上流200mより上流の本流	1月1日から 12月31日まで
	刺網	浮子方の長さ30m以下 網目7.5cm(5節)以上、支流は漁船を使用しないこと	本流は江の川支流沢谷川河口右岸突端下流50mのところから美郷町明塚発電所放水口上流200mの間、支流は出羽川、濁川、八戸川	1月1日から 12月31日まで
	建引網	浮子方の長さ75m以下 網目7.5cm(5節)以上	入合地帯に限る	6月1日から 12月31日まで
すずき漁業	釣延縄	縄の長さ100m以下	江の川本流	1月1日から 12月31日まで
	瀬網	網の長さは河川流幅の4分の3以下	美郷町明塚発電所放水口下流300mより下流の本流	8月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	釣延縄 うなぎ箱 うなぎ籠 ほこずき	縄の長さ本流100m以下、支流20m以下  1人6個まで 1人6個まで	江の川本流及び各支流	1月1日から 12月31日まで
うぐい漁業	釣投網	網目4.3cm(8節)以上	江の川本流及び各支流	1月1日から 12月31日まで
	延縄	縄の長さ本流100m以下、支流20m以下		
	建網	浮子方の長さ75m以下 網目7.5cm(5節)以上	美郷町明塚発電所放水口下流300mより下流の本流と浜原ダム堰堤上流200mより上流の本流	1月1日から 12月31日まで
	刺網	浮子方の長さ30m以下 網目7.5cm(5節)以上、支流は漁船を使用しないこと	本流は江の川支流沢谷川河口右岸突端下流50mのところから美郷町明塚発電所放水口上流200mの間、支流は出羽川、濁川、八戸川	1月1日から 12月31日まで
おいかわ(はえ)漁業	釣		江の川本流及び各支流	1月1日から 12月31日まで
	投網	網目3cm(11節)以上	江の川本流及び各支流	8月1日から 翌年2月末日まで

	建 網  刺 網	浮子方の長さ 30m以下 網目3.3cm (10節)以上	江の川支流沢谷川河口右岸 突端下流50mのところから 美郷町明塚発電所放水口上 流200mの間	7月1日から 翌年2月末日まで
		浮子方の長さ 30m以下 網目3.3cm (10節)以上、 漁船を使用しないこと	濁川断魚溪下流 八戸川第一発電所放水口下 流 出羽川	8月7日から 翌年2月末日まで
		浮子方の長さ 75m以下 網目3.3cm (10節)以上	美郷町明塚発電所放水口下 流300mより下流の本流と浜 原ダム堰堤上流200mより上 流の本流	組合の定める日から 翌年2月末日まで
やまめ(あま ご並びに降海 型やまめ及び あまごを含 む)漁業	釣		江の川本流及び各支流	3月1日から 8月31日まで
ごぎ(いわな を含む)漁業	釣		江の川本流及び各支流 (ただし、支流亀谷川を 除く)	3月1日から 8月31日まで
もくずがに漁業	釣 網せん かに籠		江の川本流	8月1日から 11月20日まで

2. 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかる漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定して公示しなければならない。

3. 理事が第1項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

4. 第1項にかかわらず、親魚保護のため、あゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。ただし、江の川漁業協同組合との入合区域(両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町との県境までの江の川本流)については10月20日から11月30日までとする。なお、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合はこの限りでない。

①浜原ダム湖

②邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200mの区間

5. 前項ただし書の許可を受けてあゆを採捕した者は、その採捕の実績を速やかに組合に報告しなければならない。

6. 第1項にかかわらず、もくずがに漁業については、産卵保護のため、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日より禁漁とする。

7. 第1項表中に定めてある江の川本流及び支流の境界は、河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の兩岸の突端を境界とする。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他内共第5号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

(勘案事項)

第6条 理事は次の事項を勘案して、それぞれ毎年その年の当該漁業を営む者を定めなければならない。

1. その者の当該漁業に対する生活依存度
2. その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
3. その者の当該漁業の経営能力

(体長等の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
もくずがに	甲羅幅7cm以下

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第8条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年5月末までに、報告しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第9条 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第5号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2. 行使料の額は、次の表のとおりとする。

種 別	漁 法 の 種 類	単 位	行 使 料 の 額	魚 種
第1種漁業	手掛網、刺網(浮子の長さ75m以下)	年間	25,000円	あゆ、こい、うぐい、おいかわ
第2種漁業	手掛網、刺網(浮子の長さ30m以下)	年間	13,000円	あゆ、こい、うぐい、おいかわ
第3種漁業	びつく、ちゃぐり、投網、こねおこし、たも網(にごりかき)、手先網、待ち網、竿釣、手釣、延縄、うなぎ籠	年間	5,000円	あゆ、こい、うぐい、おいかわ、すずき、うなぎ、やまめ、もくずがに
第4種漁業	手釣、竿釣	年間	3,000円	こい、うぐい、おいかわ、すずき、うなぎ、やまめ、もくずがに
漁 船 使 用	無動力	年間	1,000円	
	動力	年間	2,000円	
組 合 許 可 漁 業	鯉建引網	年間	12,000円	こい
	丈高網	年間	20,000円	あゆ
	瀬網	年間	6,000円	すずき
	おがらざり	年間	6,000円	あゆ
	うなわへら	年間	6,000円	あゆ
	やな 本流	年間	25,000円	あゆ
	やな 支流	年間	15,000円	あゆ
	支流の投網	年間	500円	あゆ
	かに籠1個に限る	年間	2,000円	もくずがに
	かに籠4個に限る	年間	8,000円	もくずがに
かに網1統に限る	年間	25,000円	もくずがに	

3. 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に内共第5号の行使をさせないことができる。

2. 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は理事が定めることができる。

附 則

- ・この規則は令和5年4月1日より実施する。